

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秋田県・秋田市

2 構造改革特別区域の名称

秋田デイサービス特区

3 構造改革特別区域の範囲

秋田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 秋田県の特性

秋田県には、身体障害児者と知的障害児者が60,714人(平成15年8月現在)いるが、ともに年々増加する傾向にあり、重度化・高齢化が進行している。このうち、知的障害者は5,814人(施設3,391人、在宅2,423人)、障害児は1,461人(施設198人、在宅1,263人)である。

最近は、通所施設の利用希望が増加していることや、障害児やその保護者が養護学校卒業後も身近な地域での生活を望む傾向が見られることから、多様なサービスの確保や生活支援など、在宅福祉施策の充実が求められている。

このため、本県が平成13年度から平成22年度までの10カ年を計画期間として策定した障害者計画「あきた2010チャレンジ・プラン」では、「障害のある人が元気に活躍できる社会の実現」を基本理念とし、障害のある人が住み慣れた家庭や地域で、生きがいを持ち、自立した生活ができるような地域社会づくりを目指して、次の3つを基本目標として施策に取り組んでいる。

いつでも身近に気軽に福祉サービスが利用できるシステムづくり

障害のある人がいきいきと社会参加できる環境づくり

共に生きるバリアフリー社会づくり

特に、住み慣れた家庭や地域で、共に暮らしたいという希望を持つ障害のある人や家族が年々増えてきており、こうした人々が地域社会の一員として安心して生活できるよう、ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現に向けた環境を整えるため、デイサービスやホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスの充実を図っている。

(2) 秋田市の特性

秋田市は、人口が約32万人と県内人口の1/4を占めており、身体障害児者と知的障害児者は12,791人(平成15年8月現在)いる。そのうち、在宅の知的障害者は694人、障害児は372人となっており、ともに年々増加傾向にある。

このため、本市では、「秋田市障害者プラン」に基づき、在宅の障害のある人に対して、在宅福祉サービスの利用を促進するとともに、各人が様々な制度や施設等を活用しながら、自分にふさわしい社会生活を送ることができるよう援助を行うなど、障害のある人が地域社会の中で自立した生活を送るための施策に取り組んでいる。

また、平成15年度に支援費制度が導入された以降は、障害のある人の個々のニーズに応じた、適切なサービスを自由に選択できる体制を目指すとともに、地域の中で住民が共に支え合い(共助)、地域・住民が主体的に創意工夫しながら、きめ細かな地域サービスが提供されるような体制づくりを図ることとしている。

そのため、当該規制の特例措置を適用することによって、知的障害児者及び障害児が住み慣れた地域で自分に合ったサービスを選択することができるよう、サービス基盤の拡充と利便性の向上を図るものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

秋田県内には、指定通所介護事業所は177カ所あるものの、知的障害者デイサービス事業所は7カ所(69市町村のうち5市町村)、障害児デイサービス事業所は6カ所(同6市町)にとどまっている。そのうち、秋田市には、指定通所介護事業所が34カ所あるが、知的障害者デイサービス事業所は2カ所、障害児デイサービス事業所は未設置であり、これら障害児者のデイサービス事業所の整備は、採算性等の課題により今後も急増する見込みは低いのが実情である。

こうした状況のもとで、本計画を推進することにより、指定通所介護事業所を高齢者・障害者・障害児の区別なく利用することが可能になれば、障害のある人にとって、自分にあったサービスを選ぶ際の選択肢が広がるとともに、住み慣れた地域の家庭的な雰囲気の中かで、世代間の交流を通じて、一人ひとりがいきいきと生活することができるようになり、自立と社会参加が促進される。

このことは、「あきた2010チャレンジ・プラン」の基本理念である「障害のある人が元気に活躍できる社会の実現」や「秋田市障害者プラン」の基本理念「社会参加 社会に羽ばたいて生活できるように」に合致するとともに、障害のある人が比較的多い秋田市が、多様なサービスの基盤整備に先進的に取り組むことにより、県内の他地域にもこうした取り組みが波及していくことが期待できる。

6 構造改革特別区別区域計画の目標

秋田県が、平成13年3月に策定した「あきた2010チャレンジ・プラン」では、21世紀は障害のある人が積極的に社会にチャレンジしていく世紀であるという視点に立ち、「障害のある人が元気に活躍できる社会の実現」に向けて、障害のある人が住み慣れた家庭や地域で、生きがいをもち、自立した生活ができるような地域社会づくりを目指すこととしている。

その具体的な対策の一つとして、在宅生活を支援するため、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実を図ることとしており、知的障害者及び障害児については、デイサービス等のサービス基盤を整備することを基本目標としている。

このため、特定事業906を活用し、年齢や障害の種別に関わりなく、身近な地域でデイサービスを受けられる基盤の整備を図ることによって、利用者の利便性が拡大されるとともに、民間事業者の新規参入などにより地域が活性化されることを目標とする。

今後は、当計画の成果を踏まえ、計画区域以外の地域に対しても、当該規制の特例措置の導入を図っていくこととする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

知的障害者及び障害児のデイサービスに新たな事業者が参入することにより、事業者間の競争を通じて、福祉サービスの質の向上が図られる。

一事業所で年齢や障害の種別に関わりなくサービスの提供が可能になり、施設の有効活用、利用率の向上が図られる。

(2) 社会的効果

身近な場所でサービスを利用できるようになるため、利用者の通所に係る負担が軽減される。

デイサービスの利用機会が拡大されることにより、利用者の日常生活への適応能力が高まり、障害程度の重度化が抑制される。

施設入所から在宅生活への移行が促進される。

デイサービス利用者同士の交流により、利用者の社会参加が促進される。

8 特定事業の名称

906 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 障害児の養育に関する技術指導

身近な地域で在宅の障害児者に対する相談、指導、訓練等の各種サービス利用の援助を行うことにより、障害児者のライフステージに応じた地域生活を支援する。

- ・ 障害児通園事業等の職員に対する技術指導
- ・ 外来による相談指導、訪問による健康診査 等

(2) 障害者の自立支援の充実

障害のある人が住み慣れた地域社会のなかで自立し、積極的に社会参加できる基盤づくりを進める。

- ・ 生活訓練や手話・点字等によるコミュニケーション手段の確保
- ・ 芸術、文化、スポーツ活動に対する支援 等

障害のある人の生活の安定を図るため、居住の場の確保を進める。

- ・ グループホームの運営に対する支援 等

(3) 障害者の生活を支援する機能の充実

在宅障害児者の生活を支援するため、相談機能の充実を図るとともに、機能訓練や社会適応訓練の機会の拡大を図る。

- ・ 多様な相談分野に対応できる総合的な福祉相談機関の設置
- ・ 障害者マネジメント従事者の養成
- ・ 障害児者ショートステイの推進

すべての心身障害乳幼児が身近な地域で、必要な相談、指導、療育が受けられる体制を整備するとともに、乳幼児期から学齢期まで一貫した療育・訓練体制を整備する。

- ・ 重症心身障害児者通園デイサービスの推進
- ・ 秋田県小児療育センターと太平療育園の再編・整備

(別紙)

1 特定事業の名称

906

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所及び在宅知的障害者デイサービス事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特区事業の内容

(1) 事業に関与する主体

特区内の指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所及び在宅知的障害者
デイサービス事業所

(2) 事業が行われる区域

秋田市の全域

(3) 事業の実施期間

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

(4) 事業概要

指定通所介護事業所における知的障害者及び障害児の受入並びに身体障害者デイサービス事業所及び在宅知的障害者デイサービス事業所における障害児の受入を行う。

(5) 特定事業の要件

特定事業において障害児を受け入れる事業者には、障害児関係施設において、障害児のケアの方法に関する研修を定期的に受けることを要件とする。

(6) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

a 事業者の法人種別及び名称並びに住所

有限会社 トゥービー
t o b e

秋田市新屋扇町7-34

b デイサービス事業所の名称及び住所

ア・ラ・ヤでデイ

秋田市新屋扇町7 - 3 4

- c 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、在宅知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

知的障害者及び障害児の受入準備を始める。

(7)障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

秋田県小児療育センター等の障害児関係施設において、事業者の職員を対象とした研修を行い、障害児を適切に処遇するために必要な知識と技術の習得を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

(1)規制の特例措置の必要性

秋田市のデイサービス事業所は、身体障害者デイサービス事業所3カ所、知的障害者デイサービス事業所2カ所にとどまっており、障害児デイサービス事業所は設置されていない。

近年、在宅で生活する人が増えてきており、身近に施設がないため利用できるサービスに限られるなどの不便があることから、当該規制の特例措置により、指定通所介護事業所においてデイサービスを実施し利用者の利便性の向上を図る必要がある。

(2)要件適合性を認めた根拠

ア・ラ・ヤでデイ

- a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3 m²以上であること。

3 . 4 2 5 m² / 人

{ 食堂及び機能訓練室の面積 : 6 8 . 5 m²
利用者数 : 2 0 人 }

- b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者20人の施設

・看護職員	1人	基準1人以上
・生活相談員	1人	基準1人以上
・機能訓練指導員	1人(兼)	基準1人以上
・介護職員	4人	基準2人以上

- c 指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所又は知的障害者デイサービス事業所において障害児を受け入れる場合には、障害児関連施設から技術的支援を受けること。

秋田県小児療育センター等の障害児関係施設において、ア・ラ・ヤでデイの職員を対象とした研修を行う。

- d 本特例措置において行う事業は各デイサービスの利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うこと

知的障害者及び障害児の利用者数は定員（20人）の範囲内で、概ね5人程度を目安に受け入れるものとする。また、資格を持つ常勤の介護職員を基準よりも多く配置していることから、指定通所介護事業所の利用者へのサービスに影響を及ぼす恐れはない。